

弥彦モンゴル友好協会 会則

(名称)

第1条 この会の名称は「弥彦モンゴル友好協会」とする。

(目的)

第2条 弥彦モンゴル友好協会（以下「本協会」という。）は、弥彦村とモンゴル国の相互理解を深め、友好を促進することにより、両者の発展に寄与することを目的とする。

(活動)

第3条 本協会は、前条の目的を達成するために、以下の活動を行う。

- (1) 両者の相互理解を深めるため、情報並びに資料の交換
- (2) 文化交流促進のためのイベントなどの開催
- (3) 両者の子供たちの交流促進
- (4) その他、前条の目的を達成するために必要な協力・支援

(役員)

第4条 本協会は、以下の役員により構成される。

- (1) 会 長（1名） 本協会を代表し、代表する。
 - (2) 副 会 長（2名） 会長を補佐し、会長に事故があるとき、または会長が欠けたときは、その職務を代理する。
 - (3) 事務局長（1名） 本協会の円滑な活動に必要な事務を行う。
 - (4) 事 務 局（1名） 事務局長を補佐する。
 - (5) 顧 問（任意） 上記のほかに、必要に応じて顧問を置くことができる。
- 2 本協会は会長を置き、弥彦村長をもって充てる。
 - 3 副会長は会長の推薦によって選任する。
 - 4 本協会は事務局長を置き、弥彦村役場における総務課長をもって充てる。

(任期)

第5条 役員任期は、職責によるものはその職にある期間とし、その他の委員は3年とし、再選は妨げない。

(役員会)

第6条 本協会の活動について審議し、決定するため、役員会を置く。

- 2 役員会は第4条で定める役員で構成し、必要に応じて会長が招集する。

(会員)

第7条 本協会の趣旨に賛同し、本協会が行う活動に参加、協力を希望する場合は、別紙入会申込書に所定の事項を記入し、事務局に申し込むことによって、会員になることができる。

2 会員は本協会の活動状況や弥彦村とモンゴル国との交流状況について、事務局から情報提供を受けることができる。

3 会費は無料とする。

(構成団体)

第8条 本協会は第4条に記載する役員および第7条に記載する会員と、別表に掲げる構成団体で組織する。

(その他)

第9条 この会則に定めるもののほか、本協会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

附 則

この会則は、平成28年4月28日から施行する。

【別表】構成団体一覧

弥彦村議会	弥彦村商工会
弥彦観光協会	弥彦温泉観光旅館組合
弥彦おかみ会	弥彦村区長会
J A越後中央弥彦支店	弥彦村教育委員会